

東かがわ市未来投資応援補助金交付決定後手続き

補助金の交付決定を受けた後の手続きについては以下のとおりです。

①. 【交付決定】 (市)

交付決定者へ補助金交付決定通知書を送付。



②. 【事業実施】

補助対象機械・設備の発注・契約、納品、支払(精算)



③. 【実績報告】

以下の書類を提出してください。様式は市 HP をご確認ください。

- ☐ 1. 補助金実績報告書 (様式第 4 号)
- ☐ 2. 事業報告書
- ☐ 3. 施設図補助対象経費決算 内訳
- ☐ 4. 補助対象経費決算の根拠となる証拠書類
(※発注書(注文書)又は契約書、請求書、領収書等の写し)
- ☐ 5. 補助事業等の実施状況を示す書類(写真等)
- ☐ 6. 補助金請求書 ※通帳 1 枚目見開き部分の写しを添えて提出



※発注書(注文書)又は契約書を作成・発行していない取引の場合は提出不要です。



④. 【交付確定】 (市)

書類審査後、条件に適合した場合、交付確定通知書を送付。



⑤. 【補助金の交付】 (市)

補助金を支払い。

<計画に変更等が生じる場合>

交付決定を受けた内容から、導入する機械の型番、メーカー、金額等に変更が生じる場合(軽微な変更を除く)、または中止し、もしくは廃止する場合は③実績報告より前に、変更申請書(様式第3号)を提出し、承認を受けなければなりません。

※増額はできません。

<実績報告書の提出について>

補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日または令和8年12月28日(月)のいずれか早い日までに実績報告書及び必要書類を市役所に持参してください。

<その他>

補助金の交付決定の内容やこれに基づく市長の指示に違反したときなどの場合は、補助金の返還が生じる場合があります。また、国や市の検査により、補助金返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。

<補助事業の実施等に関する相談先>

補助金の交付決定を受けた後の補助対象事業の実施や実績報告書の作成の相談等について、よろず東かがわサテライトで事業の進め方のアドバイスやフォローアップを行っています。ご希望の事業者様は、ご相談ください(無料・予約制)。詳しくは市HPをご覧ください。

問い合わせ先

東かがわ市役所 地域創生課

電話 0879-26-1276 FAX 0879-26-1366